



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

937 指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課)	1
938 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不分明	(森林整備課)	1
939 //	(//)	2
940 //	(//)	2
941 //	(//)	3
942 道路の区域変更	(道路保全課)	3
943 道路の供用開始	(//)	4
944 //	(//)	4
945 道路の位置の指定	(都市政策課)	4

○ 収用委員会告示

3 土地収用法による裁決手続開始の決定	5
---------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第937号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月5日

和歌山県知事 宮崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指定期 年月日
やよい堂薬局岩出店	岩出市岡田224番地1	—	西端文悟	令和 7.11.1

和歌山県告示第938号

令和7年農林水産省告示第1607号（以下「告示第1607号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年12月5日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 所在が不分明である通知の相手方

中尾政明
久保江美子
浦西兼松
美原重太郎
田下勘右衛門
平尾辰之助

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1607号のとおり

和歌山県告示第939号

令和7年農林水産省告示第1608号（以下「告示第1608号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年12月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不分明である通知の相手方

上畠富雄
福岡秋夫
式地安一
新家由藏
上畠磯太郎
畔畠馬楠

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1608号のとおり

和歌山県告示第940号

令和7年農林水産省告示第1609号（以下「告示第1609号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年12月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不分明である通知の相手方

足立喜一
大家雅秀
角岡岩松
柏原啓男
上中嗣郎
上柏計雄
明賀宏文
吉田鶴千代
上住熊楠
有南芳吉
日浦文松
奥田岩楠
岸田長太郎
平畠由左衛門
安井源右衛門
宮崎清兵衛

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1609号のとおり

和歌山県告示第941号

令和7年農林水産省告示第1637号（以下「告示第1637号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年12月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不分明である通知の相手方

前岡久量

前岡一之助

東平岩太郎

東芝弘樹

東芝直治

東芝立

田中光國

松浦美智子

森脇邦治

堀菊松

森晃

前岡福松

前地嘉右衛門

向井梅松

津田保吉

中前福松

芝明長

靄野馬吉

田中定之助

井本吉松

岩上吉松

東芝典子

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1637号のとおり

和歌山県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町真砂字眞砂28 3番1地先から同町真砂字眞砂28 3番1地先まで	旧	5.07 6.15	39.00	
同上	新	18.23 28.10	40.00	

和歌山県告示第943号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月5日

和歌山県知事 宮崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町真砂字眞砂283番1地先から同町真砂字眞砂283番1地先まで

供用開始の期日 令和7年12月5日

和歌山県告示第944号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月5日

和歌山県知事 宮崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字久野原字茗荷525番1地先から同町大字久野原字茗荷495番3地先まで

供用開始の期日 令和7年12月5日

和歌山県告示第945号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年12月5日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル

3704	有田市宮原町新町字新町44番の一部、45番の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵	令和7.11.20	6.00	78.45
------	--------------------------	--	-----------	------	-------

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和7年11月26日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和7年12月5日

和歌山県収用委員会会長 石倉誠也

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 県道白浜久木線改築工事（和歌山県西牟婁郡白浜町庄川字郷地谷地内から同町庄川字牛屋谷地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(次表のとおり)

所 在	地番	裁決手続開始を決定した土地				使用しようとする土地の面積(m ²)	土地所有者	土地に関する権利を有する関係人				
		地 目	地 積 (m ²)	登記簿	現況	登記簿	実 測	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類
和歌山県西牟婁郡白浜町庄川字牛屋谷	914番159	山林	雑種地及び山林	1,175	1,175.35	487.46 (附記ア)	73.51 (附記イ)	長谷節子 (持分3分の2)	和歌山県西牟婁郡白浜町庄川394番地の1	-	-	-
	914番162	山林	雑種地及び山林	1,464	1,464.95	453.10 (附記ウ)	106.51 (附記エ)	田中一太郎 (持分9分の1)	和歌山県西牟婁郡白浜町庄川401番地	-	-	-
	914番164	山林	雑種地及び山林	371	371.77	344.82 (附記オ)	11.01 (附記カ)	湯川勉 (持分9分の1)	和歌山県西牟婁郡白浜町庄川485番地の2	-	-	-
	914番166	山林	雑種地及び山林	1,666	1,666.89	932.54 (附記キ)	32.17 (附記ク)	湯川真典 (持分9分の1)	和歌山県西牟婁郡白浜町庄川474番地の4	-	-	-
	914番168	山林	雑種地	473	473.84	41.07 (附記ケ)	10.92 (附記コ)			-	-	-
	914番170	山林	山林	81	81.27	81.27 (附記サ)	-			-	-	-
	914番172	山林	雑種地	1,266	1,266.07	319.84 (附記シ)	86.32 (附記ス)			-	-	-
	914番175	山林	雑種地及び山林	318	318.60	61.47 (附記セ)	18.13 (附記ゾ)			-	-	-
	914番178	山林	雑種地及び山林	1,107	1,107.17	28.03 (附記タ)	46.37 (附記チ)			-	-	-

914番 181	山林	雑種地 及び 山林	916	916.79	230.19 (附記 ツ)	61.82 (附記 テ)			-	-	-
914番 184	山林	雑種地	307	307.79	0.01 (附記 ト)	0.25 (附記 ナ)			-	-	-
914番 192	山林	雑種地	175	175.61	137.22 (附記 二)	-			-	-	-
914番 195	山林	雑種地 及び 山林	797	797.00	284.81 (附記 ヌ)	44.68 (附記 ネ)			関西電力 送配電株 式会社	大阪府大 阪市北区 中之島三 丁目6番1 6号	地役権

(附記ア) 914番159に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、190、68、69、70、71、72、73、74、75、189、76、77、78、79、80、188、81、187、82及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97及び83の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

(附記イ) 914番159に関する使用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、82、187、81、188、80、79、78、77、76、189、75、74、73、72、71、70、69、68、190、67、66、65、64、63、62、61、60、59、58、57、56、55、54、53、52、51、50、49、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、191、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分、別添実測平面図の44、43、42、41、40、39、38、134、135、136、137、133及び44の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の36、35、34、33、32、31、30、29、28、27、26、83、97、96、95、94、93、92、91、90、89、88、200、138、139、140、141、142、193、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、192、156、157及び36の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

(附記ウ) 914番162に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、20、19、18、17、16、15、14、13、12、11、10、9、8、7、6、5、4、3、2及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分、別添実測平面図の21、52、51、50、49、48、47、46、45、44、43、42、41、40、39、38、37、36、35、34、33、32、31、30、29、28、27、26、25、24、23、22及び21の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の53、120、119、118、117、116、115、114、113、112、111、110、242、243、244、245、246、247、105、104、103、102、101、100、99、98、97、96、95、94、93、92、91、259、90、257、89、88、87、86、85、256、255、84、83、82、81、80、79、78、77、76、75、74、73、72、71、70、69、68、67、66、65、64、63、62、61、60、59、58、57、56、55、54及び53の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

(附記エ) 914番162に関する使用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、121、122、249、123、124、125、126、127、248、128、129、130、260、131、132、133、261及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分、別添実測平面図の21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、251、154、250、155、156、157、158、159、160、161及び21の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の211、212、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、

64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、25
5、256、85、86、87、88、89、257、90、259、91、92、93、94、95、96、97、98、99、264、162、
163、164、165、166、167、168、169、258、170、171、172、173、174、175、176、177、178、2
54、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、253、193、19
4、195、196、197、252、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210
及び211の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

(附記オ) 914番164に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、2、3、4、5、6、7、8、
9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、
31、32、33、34、35、36、37、38、39及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

(附記カ) 914番164に関する使用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の2、40、41、42、43、44、
45、46、47、14、13、12、11、10、9、8、7、6、5、4、3及び2の各点を順次結ぶ直線で囲まれた
部分。

(附記キ) 914番166に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、2、3、161、4、5、6、
7、160、159、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、
28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、
50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、164、63、64、65、66、67、68、69、7
0、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、163、85、86、162、87、88、8
9、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106及び1の各
点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

(附記ク) 914番166に関する使用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の7、8、159、160及び7の
各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の61、60、59、58、57、56、55、54、
53、52、51、50、49、48、47、46、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、
118、119、120、121、62及び61の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

(附記ケ) 914番168に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、2、3、4、5、6、7、8、
9、10、11、12及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

(附記コ) 914番168に関する使用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の6、13、14、15、16、17、
18、19、20、21、22、1、12、11、10、9、8、7及び6の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

(附記サ) 914番170に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、2、3、4、5、6、7、8、
9、10、11、12及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

(附記シ) 914番172に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、10、9、8、7、6、5、
4、3、2及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の11、92、91、90、89、
88、87、86、85、84、83、82、81、80、79、78、77、76、75、74、73、72、71、70、69、68、67、
66、65、64、63、62、61、60、59、58、57、56、55、54、53、52、51、50、49、48、47、46、45、
44、43、42、41、40、39、38、37、36、35、34、33、32、31、30、29、28、27、26、25、24、23、
22、21、20、19、18、17、16、15、14、13、12及び11の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

(附記ス) 914番172に関する使用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、2、3、4、5、6、7、9
3、94、95、96、97、98、99及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の
11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、
33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、
55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、100、101、102、103、
104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、1
21、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、13
8、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、
156、157、158、159及び11の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

- (附記セ) 914番175に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、18、17、16、15、14、13、12、11、10、9、8、7、6、5、4、3、2及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。
- (附記ソ) 914番175に関する使用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、19、20、21、22、23、49、24、25、26、48、27、28、29、47、30、31、32及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。
- (附記タ) 914番178に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、20、19、18、17、16、15、14、13、12、11、10、9、110、8、7、6、5、4、109、3、2及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分、別添実測平面図の21、22、23、24、25、26、27及び21の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38及び28の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。
- (附記チ) 914番178に関する使用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、2、3、109、4、5、6、7、8、110、9、10、11、12、13、14、15、16、17、39、40、41、42、43、113、44、45、46、112、47、48、49、111、50、51、52、53、54、55、56、57、108、58、59、60及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分、別添実測平面図の21、22、23、24、25、61、62、63、64、65、66、67、68、69及び21の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の81、28、29、30、31、32、33、34、35、70、71、72、73、74、115、75、76、77、114、78、79、80及び81の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。
- (附記ツ) 914番181に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、2、3、4、5、6、7、8、9、90、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、85、22、23、49及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の24、46、45、44、43、42、41、40、39、38、37、36、35、34、33、32、31、30、29、28、27、26、25及び24の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。
- (附記テ) 914番181に関する使用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の8、51、52、53、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、54、55、56、57、58、59、60、61、94、62、63、64、93、65、66、67、68、69、91、10、90、9及び8の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分、別添実測平面図の22、85、21、20、19、48、47、84及び22の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の12、50、15、14、13及び12の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。
- (附記ト) 914番184に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、50、51及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。
- (附記ナ) 914番184に関する使用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の50、49、48、51及び50の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。
- (附記二) 914番192に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の22、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、26、25、24、23及び22の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。
- (附記ヌ) 914番195に関する収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、142、12、141、13、14、15、16、17、18、19及び1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分、別添実測平面図の133、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、138、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、137、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、132及び133の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の61、62、63、64、65、66、67、68、69及び61の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。
- (附記ネ) 914番195に関する使用しようとする土地の区域は、別添実測平面図の19、18、17、16、15、14、13、141、12、142、11、10、9、8、7、70、71、72、73、74、75、135、76、77、78、79、134、80、81、82、83、84、85及び19の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分、別添実測平面図の122、100、101、133、132、60、59、58、57、56、55、54、53、52、51、137、50、49、86、87、88、89、

90、91、136、92、93、94、95、131、130、129、128、127、126、125、124、123及び122の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分並びに別添実測平面図の97、61、69、96、140、139及び97の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。

備考 別添実測平面図は、省略する。